

「確認」について

子ども・子育て支援新制度において、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。

(確認を受けるための手続き)

[子ども・子育て支援法第31条第1項、第43条第1項]

市町村は、各施設事業の利用定員を定めた上で、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認を行う。

[子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第2項]

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等を設置している場合はその意見を聴かなければならない。

[子ども・子育て支援法第31条第3項、第32条第2項、第3項]

特定教育・保育施設の利用定員を定め(変更し)たときは、都道府県知事に届け出なければならぬ。

認可定員と利用定員について

○認可定員…施設の設置にあたり認可または認定された定員

施設としての受入可能人数を示し、認可定員を超える受け入れは原則不可

○利用定員…施設の利用人数を示し、施設型給付・地域型保育給付費の単価は利用定員に基づき設定

利用定員を超える受け入れについては、年度末にかけて保育の利用が増大する傾向にあるため可能だが、利用定員を上回る状況が恒常化している場合は、利用定員設定の見直しが必要

利用定員を定めようとする場合

① 教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)の最低利用定員は、20人以上

② 利用定員の設定は、認定区分毎に行い、そのうち3号認定は0歳と1・2歳に区分

1号認定…満3歳以上の小学校就学前の子どもで2号認定子ども以外のもの

2号認定…満3歳以上の小学校就学前の子どもで保護者の労働等の事由により保育が必要とされるもの

3号認定…満3歳未満の小学校就学前の子どもで保護者の労働等の事由により保育が必要とされるもの

(※0歳と1・2歳にそれぞれ区分)

③ 利用定員は認可定員と一致させることが基本